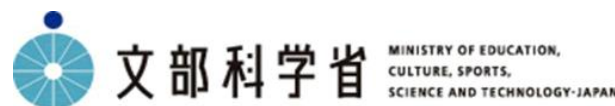


令和4年度全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

Webセミナー

「特別支援教育の動向について」

令和4年8月25日（木曜日）



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 加藤 宏昭

本日の御説明内容

- 1 最近の状況について
- 2 特別支援教育の動向について

1 最近の状況について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

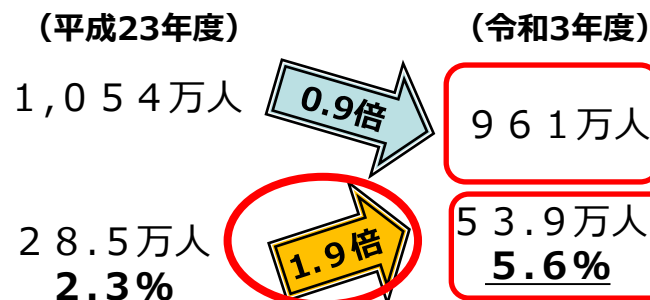
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級 6人 【高】 1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週 1～8 コマ以内 【高】年間 7 単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数

特別支援学校

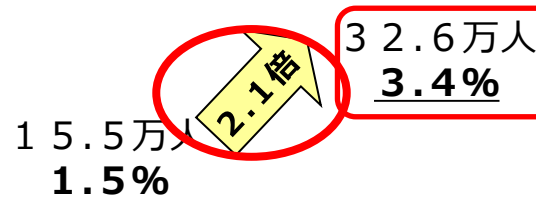
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



通常の学級(通級による指導)

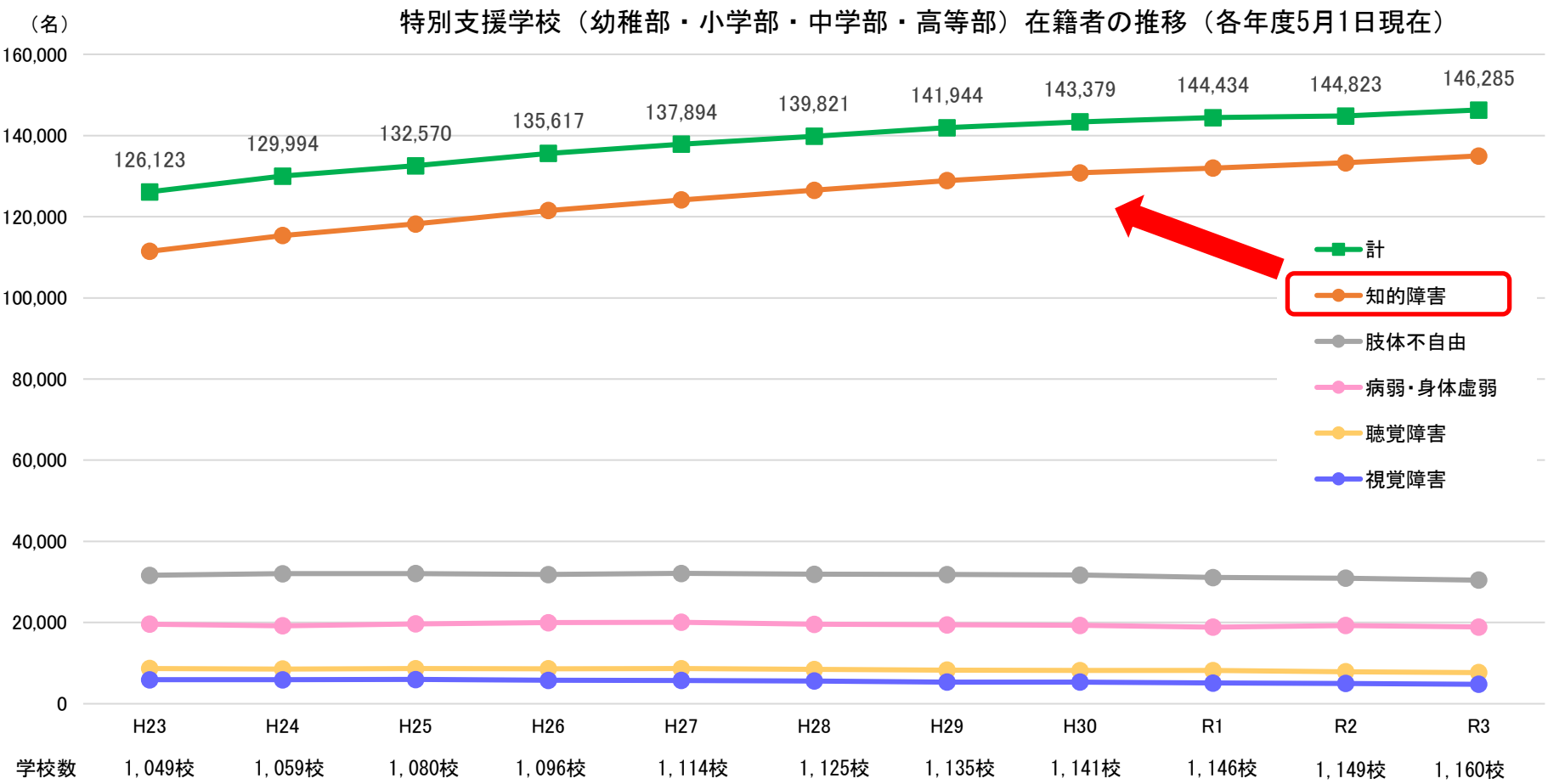
言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

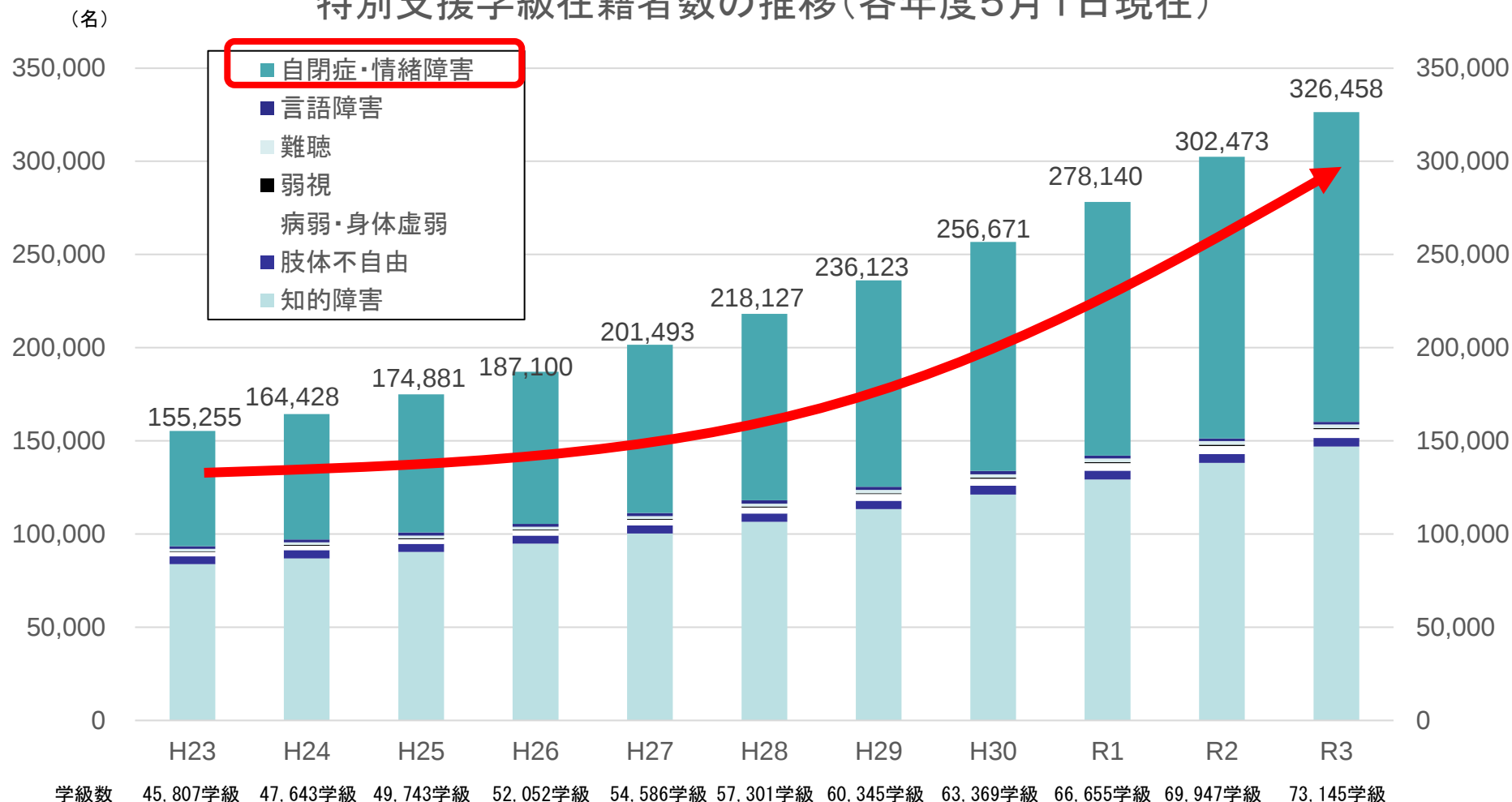
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,281
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)



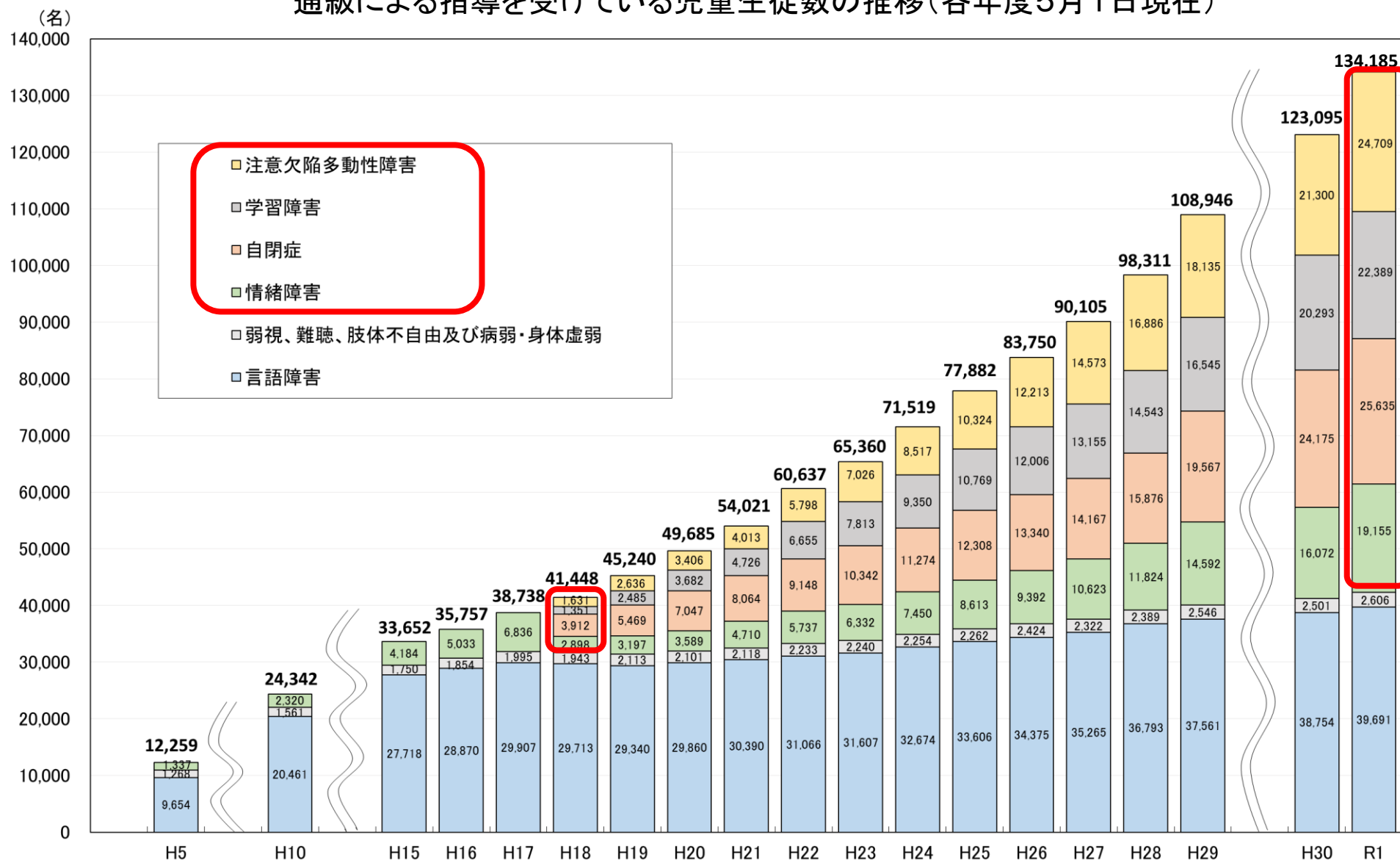
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

2 特別支援教育の動向について

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



養成段階



初任者～10年目



中堅（10年目～）



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- | | |
|----------|--|
| 【養成】 | ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数 |
| 【採用】 | ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数 |
| 【キャリアパス】 | ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無 |
| 【研修】 | ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等 |

④研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

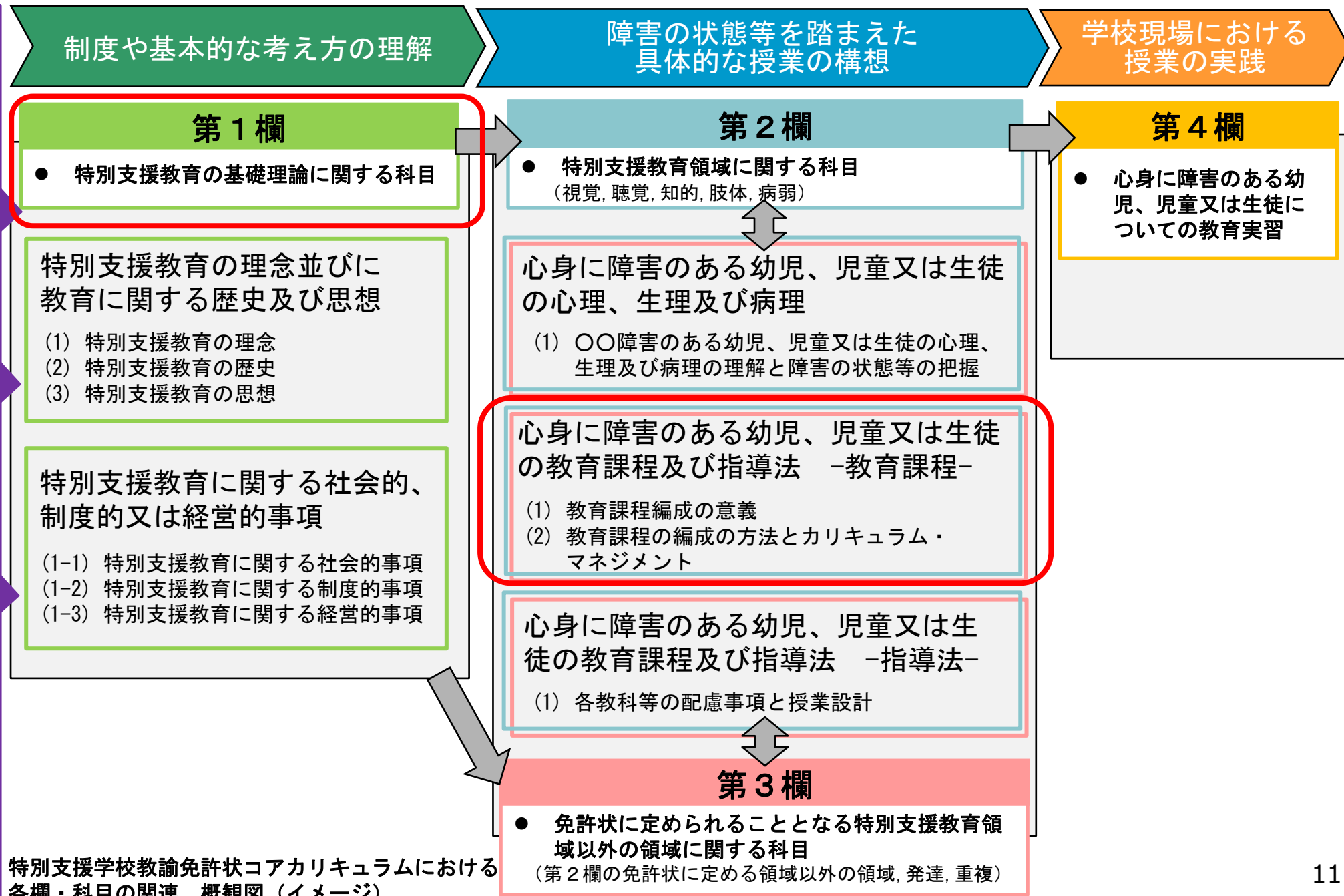


教育委員会

スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連



(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標

幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標

- 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の各教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
- 2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
- 3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
- 5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを理解している。
- 6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることに ついて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

4 文科初第 969 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤 原 章 夫

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等につい
て（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 24 号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添 2 のとおり「教職課程認定基準」（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が、別添 4 のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年 12 月 12 日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添 5 のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和 4 年 7 月 27 日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、御連絡します。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いします。

記

第 1 改正等の趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年 1 月 26 日には中央教育審議会において、答申「『令和の日本型学校教育』の構築



障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 → (国内法の整備)
- 2007年 日本が条約に署名
- 2011年 障害者基本法の改正、
- 2012年 障害者総合支援法の制定
- 2013年 障害者差別解消法の制定
- 2014年 障害者権利条約に批准
- 2016年 第1回政府報告
- 2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
- 2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール(予定)

- 4月 障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ
- 8月～9月 障害者権利委員会に提出

8月15日～9月9日 対面審査@ジュネーブ

※2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

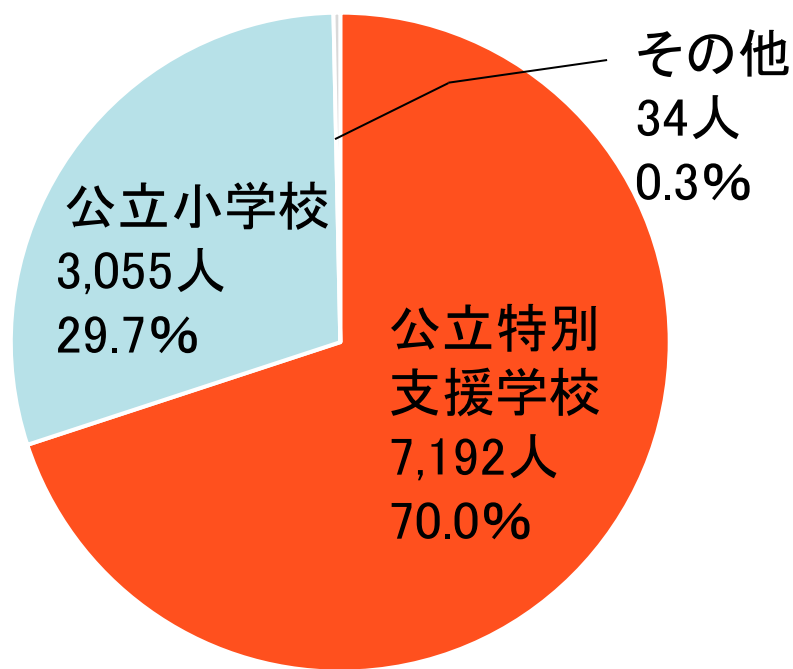
(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b)障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

1 平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



※平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は54,146人。そのうち10,281人(19.0%)が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

(参考：平成24年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人 (72.0%)	2,293人 (27.7%)
平成25年度	6,190人 (73.2%)	2,230人 (26.4%)
平成26年度	6,341人 (73.3%)	2,274人 (26.3%)
平成27年度	6,646人 (65.8%)	3,420人 (33.8%)
平成28年度	6,704人 (68.2%)	3,079人 (31.3%)
平成29年度	7,192人 (70.0%)	3,055人 (29.7%)

2 公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数

(1) 学級種別在籍者数

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	13,943人(90.6%)	1,443人(9.4%)	202人(1.3%)	15,386人
中学校	4,543人(87.1%)	671人(12.9%)	49人(0.9%)	5,214人

(2) 障害種別在籍者数

(小学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	121人 (0.8%)	103人 (0.7%)	28 (0.2%)	224人
聴覚障害	234人 (1.5%)	239 (1.6%)	139 (0.9%)	473人
知的障害	11,399人 (74.1%)	594人 (3.9%)		11,993人
肢体不自由	868人 (5.6%)	343人 (2.2%)	28人(0.2%)	1,211人
病弱	545人 (3.5%)	144人 (0.9%)	2人 (0.0%)	689人
重複障害	776人 (5.0%)	20人 (0.1%)	5人 (0.0%)	796人

(中学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	43人 (0.8%)	57人 (1.1%)	3人 (0.1%)	100人
聴覚障害	105人 (2.0%)	125人 (2.4%)	40 (0.8%)	230人
知的障害	3,789人 (72.7%)	227人 (4.4%)		4,016人
肢体不自由	258人 (4.9%)	152人 (2.9%)	5人 (0.1%)	410人
病弱	184人 (3.5%)	96人 (1.8%)	1人 (0.0%)	280人
重複障害	164人 (3.1%)	14人 (0.3%)	0人 (0%)	178人

通常の学級に在籍する 障害のある児童生徒への支援の在り方に 関する検討会議

第1回 令和4年6月14日

第2回 令和4年7月12日

月に1回程度を目安に開催、協議・検討

お 知 ら せ

特別支援学校小学部・中学部知的障害者用 教科書の新規作成について

令和3年度以降の 教科書 新規作成予定

令和3年度～

○小学部 生活科

○中学部 社会科

○中学部 理科



令和4年度から

○中学部 職業・家庭科

